

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について
 精度管理の観点から改訂が必要と考えられる点

H25.6 時点

厚生労働科学研究費補助金「がん死亡率減少に資するがん検診精度管理に関する研究」班作成

【肺がん①】

| | |
|---------------------|---|
| <p>現行 (p.8)</p> | <p>4 肺がん検診 (1) 検診項目 肺がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、<u>喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対し行うものとする。</u> ① 問診 問診に当たっては、喫煙歴、<u>職歴</u>及び血痰の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。</p> |
| <p>変更案</p> | <p>4 肺がん検診 (1) 検診項目 肺がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、<u>喀痰細胞診は、問診の結果、喫煙指数600以上の者に対し行うものとする。高喫煙者以外にがん検診として喀痰細胞診を行う事には妥当性は見いだされないので検診としては行わないものとする。</u> ①問診 問診に当たっては、喫煙歴を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。<u>血痰など自覚症状のある場合には検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧める。</u></p> |

【肺がん②】

| | |
|---------------------|--|
| <p>現行 (p.8)</p> | <p>(2) 胸部エックス線写真の読影方法 胸部エックス線写真は、2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること)によって読影するものとし、その結果に応じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。</p> |
| <p>変更案</p> | <p>(2) 胸部エックス線写真の読影方法 ① 胸部エックス線写真は、2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること。)によって読影するものとし、その結果に応じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。 ② 胸部エックス線検査は、「肺癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」における読影結果の判定区分の「E」が要精密検査の対象となる。D判定は、肺がん以外の胸部の疾患疑いとして精密検査を要するが、肺がん検診としての要精密検査以降の集計には計上しない。</p> |

【肺がん③】

| | |
|----------------------|--|
| <p>現行 (p.18)</p> | <p>2 肺がん検診 (1) 喀痰細胞診の実施 ① 対象者 喀痰細胞診の対象者は、問診の結果、原則として 50 歳以上で喫煙指数 (1 日本数×年数) 600 以上の者 (過去における喫煙者を含む。) <u>及び 6 月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者とする。</u></p> |
| <p>変更案</p> | <p>2 肺がん検診 (1) 喀痰細胞診の実施 ① 対象者 喀痰細胞診の対象者は、問診の結果、原則として 50 歳以上で喫煙指数 (1 日本数×年数) 600 以上の者 (過去における喫煙者を含む。) とする。</p> |

【乳がん①】

| | |
|-----|--|
| 現行 | <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 検診項目</p> <p>乳がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）とする。</p> |
| 変更案 | <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 検診項目</p> <p>乳がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）とする。<u>ただし、視触診のみによる検診は行わないものとする。</u></p> |

【乳がん②】

| | |
|-----|--|
| 現行 | <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 検診項目</p> <p>④乳房エックス線検査</p> <p>ウ 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影(このうち 1 名は、十分な経験を有する医師であること。) により行うものとする。</p> |
| 変更案 | <p>乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影(このうち 1 名は、十分な経験を有する医師であること) により行うものとし、<u>その所見に応じて、過去に撮影した乳房 X 線写真と比較読影することが望ましい。</u></p> |

【乳がん③】

| | |
|-----|---|
| 現行 | <p>(精密検査実施機関の基準について言及なし)</p> |
| 変更案 | <p>5 乳がん検診</p> <p>(6) 精密検査機関</p> <p><u>精密検査実施機関の認定基準については別添を参照すること。</u></p> |

その他

1. 問診の記述について

現行 <がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針から抜粋>

| | |
|-------|--|
| 胃がん | 問診に当たっては、現在の病状、既往歴、 家族歴 及び過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。 |
| 大腸がん | 問診に当たっては、現在の症状、既往歴、 家族歴 及び過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。 |
| 肺がん | 問診に当たっては、喫煙歴を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。血痰など自覚症状のある場合には検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧める。 |
| 乳がん | 問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。 |
| 子宮頸がん | 問診に当たっては、妊娠歴、分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無及び過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。※ ※「(7) その他」に以下の記載あり 問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨するものとする。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を行うものとする。 |

➤ 改訂案

- 下記を全がんに追加する（肺がん、子宮頸がんについては別途文言を調整する）

「問診の主な役割は対象者の選別であり（もし症状があれば診療を奨める）、問診のみで要精検判定をしてはならない」

2.精密検査の役割について

厚労省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」において以下のとおり記載がある精密検査実施機関・治療実施機関の役割については、今後周知することが重要である。

(p 29) 4.検診機関等の役割 - (2) 精密検査実施機関・治療実施機関

- 精密検査の結果はがん検診の事業評価において必要不可欠な情報であることから、**精密検査実施機関（要精検とされた検診受診者の精密検査を実施する医療機関）**あるいは**治療実施機関（がんの治療を行う医療機関）**は市町村及び検診実施機関の求めに応じて情報提供を行うことが求められる。
- なお、地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第23条第1項第3号）」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされているが（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）」）、一方、国民のがん検診への理解を得る観点からは、受診者に対して個人情報の利用目的等を説明し、十分な理解に基づく同意を得るように努めることも重要である。

厚生労働科学研究費補助金

「がん死亡率減少に資するがん検診精度管理に関する研究」班まとめ

別添：乳がん③の関連資料

乳がん検診の「精密検査実施機関基準」

－日本乳癌学会・日本乳癌検診学会－

はじめに

乳がん検診の精密検査実施機関基準(以下、本基準)は、乳がん検診により要精査とされた者が精密検査実施機関における的確な診断を通じ、乳がんの早期発見と適切な治療を保証されることを目的として、日本乳癌学会と日本乳癌検診学会の共同により作成された。

本基準は、乳がん検診の精度管理の一環として、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、地域の乳がん検診精度管理委員会等により精密検査実施機関の認定基準として採用されることを目標とするものである。

I. 精密検査実施機関

マンモグラフィ併用乳がん検診精密検査実施機関は、マンモグラフィ検診、視触診による検診のいずれか、または両方で乳がんを否定できない(要精査)とされたものに対して下記の検査を行い、診断が行われる施設とする。

- 1) 問診・視触診
- 2) 精検用乳房 X 線撮影
- 3) 超音波検査
- 4) 細胞診・組織診

II. 精密検査実施機関の基準

精密検査実施機関は次の基準を満たしていることが必要である。

1) 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医(当面の間は認定医も可とする)が常勤し、以下の検査を行う、あるいは監督下に行うこと。

2) 問診・視触診

乳腺疾患の診療に習熟した医師が行うこと、あるいは、その監督下に行われることが望ましい。

3) 精検用乳房 X 線撮影

- ・乳房 X 線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量(3mGy 以下)および画質基準を満たすこと。
- ・マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の施設画像評価に合格していること。
- ・少なくとも 2 方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。
- ・マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。
- ・マンモグラフィ読影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。

4) 乳房超音波検査

- ・超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。
- ・探触子は表在用(使用周波数 10MHz 程度、ただし、マニュアルレイ型探触子では 7.5MHz も可、視野幅 35mm 以上)を用いること。
- ・乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。
- ・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。
- ・画像および所見・診断を記録し、保管すること。

5) 細胞診・組織診

- ・細胞診、針生検が可能であること。
- ・必要があれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。
- ・細胞診は細胞診専門医・細胞検査士(日本臨床細胞学会)により、組織診は病理専門医(日本病理学会)により行われること。

III. 記録の整備と報告

- ・精密検査結果を速やかに検診実施機関に報告する。
- ・精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管する。
- ・また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を検診機関と整備する。

IV. 精度管理

- 1) 精密検査の結果を検診実施機関または市町村に報告する。
- 2) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理委員会に定期的に参加する。
- 3) 精密検査の適正化を図るため、精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検および外科的生検の成績（生検施行率及びがんの割合等）を報告する。
- 4) 精密検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師はマンモグラフィ講習会および乳房超音波に関する講習会を受講していること。
- 5) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること。

V. 本基準の改定

本基準は適時見直されることが必要である。